記載例③

転勤・転職等により未徴収税額を新しい勤務先で特別徴収する場合

<u>給与支払報告</u> に係る給与所得者異動届出書 π. ^{現年度}	
(特別徴収) (特別徴収)	
©異動 (退職・転動・休職等) があった場合は、異動事由が発生した月の翌月 欄 新年度 年 度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度 10日までに必ず提出してください。	
(あて先) 鹿児島市長 所 在 地	
 輪輪義 フリガナ	
者 個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 4	
1	
与 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	
所 受給者番号	カ油
Tan の	
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 月 9 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
野 〒104-0061 担 所 総務課 型 京都中央 反銀座 〇 丁 日 人 入 巻 口 号 当 属 総・務課 数収し、納入するよう連絡済みです。	
数数	をし
2. 一括徴収の場合 徴収予定月日 徴収予定額 左記の一括徴収した税額は、	
理 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括微収の申出があったため はなりと月間 (上記 (ウ) と同額) 月分 (翌月10日納入期限分) で 新しい勤務先の所在地、名称、担当	当者
3. 普通徴収の場合 * 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 市	
理 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 村 記 入 欄 は がから 高がを 3. 死亡による退職であるため ス 機	

- ◎この記載例は転勤・転職等により、給与支払者(特別徴収義務者)に変更がある場合に、元の給与支払者が新しい給与支払者を明示して 提出する場合のものです。新しい給与支払者へは、本市から関係書類一式をお送りします。
- ◎必ず、新しい勤務先の担当者へ月割額及び徴収開始月を連絡してください。